東京都千代田区外神田1丁目16番9号 株式会社ソフマップ 代表取締役 渡辺 武志

# 吸収分割に伴う債権者への異議申述催告書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社(以下「甲」)は、平成30年10月19日開催の取締役会において、株式会社フューチャー・エコロジー(本店:東京都大田区城南島3丁目2番14号)(以下「乙」)との間で、乙が運営する電子機器リユース事業に関して有する権利義務を甲が承継する吸収分割(以下「本件吸収分割」)を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

なお、本件吸収分割の効力発生日は平成30年12月1日であります。

つきましては、本件吸収分割に異議がございましたら、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出くださいますよう、ここに催告いたします。

なお、当社及び乙の最終貸借対照表の開示状況は以下の通りです。

- (甲)掲載紙 官報(号外第261号)掲載の日付 平成29年12月1日掲載頁 186頁
- (乙)掲載紙 官報(号外第240号)掲載の日付 平成30年10月31日掲載頁 127頁

以上

本件についてのお問合わせは、以下までお願いいたします。

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3丁目28番13号 池袋西口共同ビル8階

株式会社ソフマップ

担当:八木 俊行

Tel 03-6367-3307

# 吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

平成30年10月31日

株式会社ソフマップ

#### 吸収分割に関する事前開示書面

当社は、株式会社フューチャー・エコロジー(以下「分割会社」といいます。)との間で、当社を吸収分割承継会社とし、分割会社を吸収分割会社として、分割会社が運営する電子機器リュース事業に関して有する権利義務(以下「承継対象権利義務」といいます。)を当社に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、以下のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

# 1. 吸収分割契約の内容 別紙1のとおりです。

#### 2. 吸収分割対価の定めの相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、当社は分割会社に、分割の対価を金銭にて授与する予定です。 これは、分割会社が選定した第三者算定機関による対象事業の価値の算定結果を参考に決定 したものであり、相当であると判断しております。

#### 3. 吸収分割会社について

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙2のとおりです。なお、分割会社 について最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会 社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

#### 4. 吸収分割承継会社について

吸収分割承継会社である当社について、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

#### 5. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社の平成29年8月31日現在の貸借対照表における資産の額は10,764百万円、負債の額は10,361百万円です。そして、本件吸収分割により、当社が分割会社から承継する予定の資産の額は平成30年8月31日現在で157百万円、負債の額は平成30年8月31日現在で28百万円です。また、上記各時点以降本日に至るまで、当社の資産及び負債並びに当社が分割会社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。以上より、本件吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、当社の本件吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。したがって、当社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

平成30年10月31日

株式会社ソフマップ 代表取締役 渡辺 武志

# 吸収分割契約書

株式会社フューチャー・エコロジー(以下「甲」という。)及び株式会社ソフマップ(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 1. 吸収分割の方法

甲は、本契約に定めるところに従って、会社法に定める吸収分割の方法により、甲の電子機器リユース事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務の全部を乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「本件分割」という。)。

#### 2. 商号及び本店

本件分割の当事者は、次に記載する者とする。

甲:株式会社フューチャー・エコロジー 東京都大田区城南島3-2-14

乙:株式会社ソフマップ東京都千代田区外神田1-16-9

#### 3. 権利義務の承継

- (1) 乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、「承継権利義 務明細表」記載のとおりとする。
- (2) 乙が甲から承継する債務に関しては重畳的債務引受の方法によるものとする。 但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。
- (3) (1) に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本契約により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、甲は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を(1) に規定する権利義務から除外することができる。

#### 4. 分割対価

乙は、本件分割に際して、「承継権利義務明細表」に記載のとおりの資産、負債の 対価を甲に対して交付する。

#### 5. 資本金及び準備金の額

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額を以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2)資本準備金の額 0円
- (3)利益準備金の額 0円

#### 6. 効力発生日

本件分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年12月1日とする。ただし、本件分割の手続の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

#### 7. 分割の承認決議

乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な 事項の承認決議(以下「分割承認決議」という。)を求めるものとする。甲は、本件分割に 際して、会社法第784条第3項に基づき、株主総会の承認を要しない。

## 8. 競業避止義務

甲は、本件分割の効力発生後も本件事業について競業避止義務を負うものとする。

#### 9. 条件の変更等

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

#### 10. 本契約の効力

本契約は、効力発生日までに甲若しくは乙において分割承認決議が得られなかったとき又は法令に定める関係官庁の許認可等(必要な場合に限る。)が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

## 11. 協議

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

上記契約締結の証として本契約書を作成し、甲乙記名捺印の上、甲は原本を保管し、乙はその 写しを保有する。

平成30年10月31日

住所東京都大田区城南島 3 - 2 - 1 4甲会社名株式会社フューチャー・エコロジー<br/>代表取締役<br/>山 崎 昌 明

住所 東京都千代田区外神田1-16-9

乙 会社名 株式会社ソフマップ 代表取締役 渡 辺 武 志

# 承継権利義務明細表

乙は、対象事業に関して甲が本効力発生日の前日の終了時(以下「基準時」という。)において有する、以下に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継するものとする。但し、権利義務の移転につき行政機関その他の第三者の許認可等を要するものは、当該許認可等の取得を条件とする。

#### 1. 資産

甲が、基準時において保有している資産のうち、対象事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定項目に仕訳されている資産。具体的な移転対象については基準時までに甲乙間で別途合意する。

- (1)流動資産
  - ①売掛金 ②製品 ③前払費用 ④小口現金(店舗)
- (2) 固定資産
  - ①建物付属設備 ②工具器具備品 ③一括償却資産 ④ソフトウェア
- (3)投資等
  - ①敷金 ②差入保証金 ③繰延税金資産(長期)

#### 2. 負債及び債務

基準時において存在する甲の負債及び債務のうち、対象事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定項目に仕訳されている負債及び債務。

- (1)流動負債
  - ①買掛金 ②未払金 ③未払費用 ④前受金 ⑤賞与引当金
- (2) 固定負債
  - ①退職給付引当金
- 3. 契約等(雇用契約等については第4項に記載のとおり)

基準時において有効な、及び、本契約締結日から基準時までに新たに締結された、対象事業に属する契約及びこれらに付随する一切の権利義務。具体的な移転対象については基準時までに甲乙間で別途合意する。

#### 4. 雇用契約等

基準時において有効な、甲と対象事業に属する各従業員との間の雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務。具体的な移転対象については基準時までに甲乙間で別途合意する。

以上

# 第17期決算公告

平成30年6月29日

東京都大田区城南島三丁目2番14号

株式会社フューチャー・エコロジー

代表取締役 山崎 昌明

貸借対照表の要旨(平成30年3月31日現在)

	科目	金額(単位:千円)
資の 産部	流動資産	545,278
	固定資産	1,149,764
	資産合計	1, 695, 042
負債及び純資産の部	流動負債	319,420
	固定負債	853,700
	負債合計	1, 173, 120
	株主資本	521,921
	資本金	176,000
	利益剰余金	345,921
	その他利益剰余金	345,921
	(うち当期純利益)	(15,250)
	純資産合計	521, 921
	負債・純資産合計	1, 695, 042